

○特定商取引法・割賦販売法の適用除外の取引

1. 全面適用除外されているもの【特商法】（訪販、通販、電話勧誘販売）

- (1) 営業のために、もしくは営業として行われるもの
- (2) 日本以外にある者に対して行うもの
- (3) 国または地方公共団体が行うもの
- (4) 次の団体がその構成員に対して行うもの
特別法に基づく組合等、公務員の職員団体、労働組合
- (5) 事業者がその従業員に対して行うもの
- (6) 株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売
- (7) 弁護士が行う業務
- (8) 法律で適用除外と規定されるもの
金融商品取引法、宅地建物取引業法、旅行業法
- (9) 政令によって適用除外されるもの
 - ①金融取引に関するもの
金融商品取引、銀行、保険など金融機関が行う取引など
例：株、投資信託の売買、預貯金業務、保険の引き受け等
 - ②通信・放送に関するもの
電気通信事業、放送業など、通信・放送に関する役務
例：電話、プロバイダー契約、ケーブルテレビ、衛星放送等
 - ③運輸に関するもの
航空運送業、鉄道事業、道路運送事業、海運業などによる役務
例：航空機、鉄道、トラック、バス、タクシー、フェリーによる人の乗車、貨物の輸送や切符の購入等
 - ④国家資格を得て行う業務に関するもの
例：公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士、社会保険労務士、弁理士への依頼
 - ⑤その他の類型
商品先物取引、海外商品先物取引、自動車整備業、倉庫業、国民年金基金、信用購入あっせん、積立式宅地建物販売、商品投資顧問業、不動産特定共同事業、裁判外紛争解決手続

2. 全面適用除外されているもの【割販法】

- (1)～(5) 特商法と同じ
- (6) 不動産販売にかかわるもの（信用購入あっせん）

3. 部分的に適用除外されているもの

【特商法：訪販・電話勧誘販売、割販法：個別クレジットのみ】

- (1) 書面の交付義務とクーリング・オフが適用除外とされるもの
（契約後、全部の履行が直ちに行われることが通例である役務）
キャッチセールスによる飲食の提供、マッサージ、カラオケボックス、海上タクシーの契約
- (2) クーリング・オフが適用除外とされるもの **1***
自動車販売、自動車リース、電気・ガス・熱の供給サービス、葬儀
- (3) クーリング・オフが適用除外とされるもの **2***
①政令で指定された消耗品を使用もしくは全部または一部消費したとき（事業者が消費させた場合を除く）

政令指定消耗品

1.動物および植物の加工品 （一般の飲食の用に供されないもの） といわゆる「健康食品」等と呼ばれているもの（医薬品を除く）	5.化粧品、毛髪用剤、せっけん（医薬品を除く）、浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つや出し剤、ワックス、靴クリーム、歯ブラシ
2.不織布、織物(幅 13cm 以上)	6.履物
3.コンドーム、生理用品	7.壁紙
4.防虫剤、殺虫剤、防臭剤、脱臭剤(医薬品を除く)	8.配置薬

②3,000 円未満の現金取引【特商法】

4. その他の適用除外【特商法：訪販・電話勧誘販売、割販法：個別クレジットのみ】

- (1) 消費者の請求に応じて消費者の自宅や勤務先で行う訪問販売
- (2) いわゆるご用聞き販売（訪販）
- (3) その勧誘の日前1年以内に1回以上取引のあった店舗販売業者との取引（訪販）
- (4) その勧誘の日前1年以内に2回以上取引のあった無店舗販売業者との取引（訪販）
- (5) 事業所の管理者の書面による承認のある職場訪問販売
- (6) 消費者が販売業者へ契約締結のため電話をかけるよう請求しての電話勧誘販売
- (7) 継続的に取引関係にある顧客（その勧誘の日前1年以内に2回以上の取引）
における電話勧誘販売

下記のとおり、用語を一部省略しています

訪問販売→訪販、通信販売→通販

特定商取引に関する法律→特定商取引法、特商法

割賦販売法→割販法

*書面交付義務はあります

独立行政法人国民生活センター発行 「くらしの豆知識 2013」より出典